

以下の内容は、当社の電気のご契約に関する重要事項が記載されておりますので、十分ご理解いただき、大切に保管していただきますようお願いいたします。なお、本契約に関わる重要事項は、電気事業法および特定商取引（個人のお客さま）に関する法律に基づく書面となります。

電気のご契約に関わる重要事項

中部電力ミライズ株式会社

1 ご契約の成立および契約期間について

- （1）お客さまが新たに需給契約を希望される場合は、あらかじめ、当社が別途定める基本契約要綱および適用を希望される個別要綱を承認のうえ、当社が必要とする事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- （2）需給契約は、お客さまの需給契約の申込みに対して、当社が承諾したときに成立いたします。
- （3）契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいいます。）の翌年度の末日までといたします。
- （4）契約期間満了に先だって、お客さまと当社の双方が、需給契約の廃止または変更について申し入れを行わない場合は、需給契約は、契約期間満了後も2年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

2 電気料金メニューの変更日について

原則、需給契約が成立した日の翌月または、翌々月の電気検針日より変更いたします。

3 ご請求金額の計算方法等について

- （1）月々の電気料金は、契約電流、契約容量もしくは契約電力によって決まる「基本料金」と、ご使用量に応じて決まる「電力量料金（燃料費調整額を含む）」の合計に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。

※燃料費調整額とは：電気をつくるために必要な燃料（原油・LNG（液化天然ガス）・石炭）の価格は、市場や為替等の外部要因により変動します。燃料費調整制度は、これらの価格変動に応じて電気料金を調整するしくみです。当月分の電気料金に適用する燃料費調整単価は、当社ホームページからご確認ください。

※再生可能エネルギー発電促進賦課金とは：再生可能エネルギーによって発電された電気について、国が定めた単価により購入し、電気事業者が購入に要した費用については、電気を利用する全てのお客さまに、賦課金として、電気のご使用量に応じご負担いただくものです。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、地域間の負担の公平性を保つために国により地域間調整を行い、全国一律単価とされております。電気料金に適用する再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当社ホームページからご確認ください。

【ポイントプラン】

<計算方法> 電気料金 = 基本料金（税込） + 電力量料金単価（税込） × ご使用量 ± 燃料費調整単価（税込） × ご使用量 - 口座振替初回引落とし割引額（税込） + 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価（税込） × ご使用量

●ポイントプラン料金単価表

区分		単位	料金単価（円/税込）
基本料金	契約電流 10 A	ひと月につき	286.00
	契約電流 15 A		429.00
	契約電流 20 A		572.00
	契約電流 30 A		858.00
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh につき	21.04
	120 kWh をこえ 300 kWh まで		25.51
	300 kWh をこえる		28.46
最低月額料金	ひと月 1 契約につき	258.24	

※燃料費調整単価は含まれておりません。また、消費税等相当額 10% を含みます。

※全く電気をお使いにならない場合（当月の使用電力量が 0 kWh の場合）の基本料金は、半額となります。

※カテエネポイントを料金のお支払いにご利用いただけます。

【おとくプラン・とくとくプラン】

<計算方法> 電気料金 = 基本料金（税込） + 電力量料金単価（税込） × ご使用量 ± 燃料費調整単価（税込） × ご使用量 - 口座振替初回引落とし割引額（税込） + 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価（税込） × ご使用量 - おとく割（税込）

●おとくプラン料金単価表

区分		単位	料金単価（円/税込）
基本料金	契約電流 40 A	ひと月につき	1,144.00
	契約電流 50 A		1,430.00
	契約電流 60 A		1,716.00
	契約容量 6 kVA		1,716.00
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh につき	21.04
	120 kWh をこえ 300 kWh まで		25.51
	300 kWh をこえる		28.46
特典	カテエネ会員の場合	ひと月につき	153 ポイントプレゼントまたは 153 円割引
	カテエネ会員でない場合		102 円割引

※燃料費調整単価は含まれておりません。また、消費税等相当額 10% を含みます。

※全く電気をお使いにならない場合（当月の使用電力量が 0 kWh の場合）の基本料金は、半額となります。

なお、その場合、おとく割は 0 円といたします。

※カテエネポイントを料金のお支払いにご利用いただけます。

● とくとくプラン料金単価表

区分		単位	料金単価 (円/税込)
基本料金		ひと月 1kVA につき	286.00
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh につき	21.54
	120kWh をこえ 300kWh まで		25.51
	300kWh をこえる		27.03
特典	カテエネ会員の場合	ひと月につき	153 ポイントプレゼントまたは 153 円割引
	カテエネ会員でない場合		102 円割引

※燃料費調整単価は含まれておりません。また、消費税等相当額 10% を含みます。

※全く電気をお使いにならない場合（当月の使用電力量が 0 kWh の場合）の基本料金は、半額となります。

なお、その場合、おとく割は 0 円といたします。

※カテエネポイントを料金のお支払いにご利用いただけます。

- (2) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間を 1 か月間とし、その間のご使用量に基づき計算した金額を請求させていただきます（新規のご契約時等で、やむを得ず検針日に検針が行われなかった場合には、翌月まとめて請求させていただくことがあります。）。また、お引越し等により、ご使用期間が 1 か月に満たない場合、日割り計算を行います。
- (3) お客さまが料金を支払期日（検針日の翌日から 30 日目）を経過してお支払いいただいた場合は、その経過日数に応じて年利 10%（1 日あたり約 0.03%）の延滞利息をお支払いされた日以降の料金とあわせてご請求させていただきます。ただし、支払期日の翌日から 10 日目までにお支払いいただいた場合、延滞利息はいただきません。

4 契約電流・容量・電力について

お申込みいただいた契約電流、契約主開閉器、契約負荷設備の内容をもとに、基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱に基づき算定した容量といたします。

5 供給電圧および周波数について

供給電圧は、標準電圧 100V または 200V といたします。周波数は、標準周波数 60Hz（一部地域は 50Hz）といたします。

6 工事費等の負担について

- (1) 当社が一般送配電事業者から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費用負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、その金額を工事費負担金相当額として、原則として、工事着手前にお客さまに負担していただきます。
- (2) 当社が一般送配電事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事負担金、費用の実費または実費相当額等の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものとします。

7 お支払い方法について

料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。なお、料金の支払いについては、原則次によります。

・クレジットカード支払 ・口座振替支払 ・電子決済 ・振込用紙支払

※電子決済とは、お客さまにご登録いただいた携帯電話番号へショートメッセージサービス（以下、「SMS」といいます。）を用いて、ご請求情報およびお支払い方法を通知し、お支払いいただく方法です。

※クレジットカード支払、口座振替支払、電子決済をご希望されないお客さまは、振込用紙支払となります。

※クレジットカード支払、口座振替支払、電子決済をご希望のお客さまで、クレジットカードでのお支払いが承認されない場合や振替ができない場合、お客さまの事情等により SMS を配信できない場合は、振込用紙でのお支払いに変更させていただくことがあります。

8 使用電力量の計量方法について

- (1) 使用電力量の計量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点番号に係る 30 分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、30 分ごとの使用電力量を料金の算定期間において合計した値といたします。なお、電力量に料金区分を有する場合、料金の算定期間における各料金区分ごとの使用電力量は、30 分ごとの使用電力量を、各料金区分ごとに、料金の算定期間において合計した値といたします。
- (2) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく算定できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、お客さまとの協議によって定められます。

9 ご契約の変更・解約およびそれに係る料金について

- (1) ご契約内容の変更またはご契約の解約をご希望される場合は、当社問い合わせ電話番号へお電話いただくか、または当社ホームページからお手続きをしていただきます。
- (2) お客さまが契約電流、契約容量もしくは契約電力を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電流、契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合は、当社は需給契約の解約または変更の日に、料金および工事費を精算していただきます。ただし、中部電力パワーグリッド株式会社（以下、「接続供給会社」という。）が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむを得ない理由による場合を除きます。

10 当社からの申し出による契約の解約に関する事項について

- (1) お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、契約を解約することがあります。なお、この場合にはあらかじめその旨をお知らせいたします。
 - ア 料金を、支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合
 - イ 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合
 - ウ 基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
 - エ お客さまがその他基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱に反した場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社の定めた期限までにその理由となった事実を解消されない場合、契約を解約することがあります。
 - ア お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ウ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - エ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用された場合
 - オ その他、当社が定める基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱に反した場合
- (3) お客さまが、当社へ連絡なく移転され、電気の使用がないことが明らかな場合には、契約を解約いたします。

1 1 違約金および設備賠償金について

- (1) お客さまが、10 当社からの申し出による契約の解約に関する事項について の(2) イ～エに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1) の免れた金額は、適正な供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できないときは、6か月以内で当社が決定した期間といたします。

(4) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または接続供給会社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について、修理可能な場合は修理費、亡失または修理不可能の場合は、帳簿価額と取替工費との合計額を賠償していただきます。

1.2 需要場所への立ち入りによる業務の実施について

当社または接続供給会社（当社または接続供給会社が委託した業者を含みます。）は、供給設備または計量器等需要場所内の電気工作物の設計、施工、改修または検査や、計量器の検針または計量値の確認等を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

1.3 保安に対するお客さまの協力について

(1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を接続供給会社に通知していただきます。この場合には、接続供給会社は、ただちに適当な処置をいたします。

ア 電気の供給に必要な電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

イ お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが接続供給会社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) お客さまが、接続供給会社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、接続供給会社が保安上必要と認めるときは、その期間について、接続供給会社は、(1)に準じて、適当な処置をいたします。

1.4 信用情報の共有について

お客さまが、基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報（お客さまを識別できる情報をいいます。）を他の小売電気事業者等へ当社が通知することにあらかじめ同意していただきます。

1.5 その他

(1) 上記に記載のない事項については、当社が別途定める基本契約要綱、お客さまが適用を受ける個別要綱および接続供給会社が定める託送供給等約款によります。なお、基本契約要綱および個別要綱は、当社ホームページからご確認いただけます。託送供給等約款については、接続供給会社のホームページからご確認ください。

(2) お客さまがご契約を更新または変更する場合、当社は、更新または変更の前は、新たな契約期間または変更しようとする内容を、更新または変更の後には、新たな契約期間または変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法（お客さまに電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等）をいいます。）等によりお客さまにお知らせいたします。

(3) 当社は、基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱を変更する場合があります。この場合、当社は、変更前は変更しようとする内容を、変更後は変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。

(4) (2)、(3)について、お客さまが希望されるときを除き、その他の事項のお知らせについては省略することがあります。

○小売り電気事業者：中部電力ミライズ株式会社（登録番号：A0270）

○本社所在地：〒461-8680 愛知県名古屋市中区東新町1番地

○電話番号：0120-921-693

○受付時間：9:00～17:00（土曜・日曜・祝日・年末年始（12月29日1月3日）はお休みとさせていただきます）

○当社ホームページ URL <http://miraiz.chuden.co.jp/>

<中部電力株式会社取扱販売代理店>

○株式会社CAC

○ホームページ URL www.cac12.jp

○お問い合わせ電話番号：0569-21-0070（受付時間 9:00～17:30 年中無休）